

南アフリカ ビジネスガイド

2018年3月



三井住友銀行

グローバル・アドバイザリー部

Global Advisory
Department

LEAD THE VALUE

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、一般に信頼できるとされるデータに基づき作成致しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。また、本資料はお客様の参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客様及びお客様担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることは、ご遠慮いただきますようお願い致します。最後のページに当資料の利用に関する留意点を掲載しています。

1. 進出手続き	
1.1 外資規制および優遇措置 2
1.2 進出形態と会社設立の流れ 3
2. 税制	
2.1 概要 4
2.2 国際課税 5
3. 貿易・為替管理制度	
3.1 貿易管理制度 6
3.2 為替管理制度 7
4. 金融機関と資金調達 8
5. インフラ	
5.1 物流インフラ 9
5.2 電力・通信 10
6. 労働事情 11

1.1 進出手続き「外資規制および優遇措置」

- ◆ 一部業種を除き、出資比率に関する規制はない。その他、資本金や土地所有に関しては規制なし。
- ◆ 投資奨励業種の自動車産業には税制優遇措置あり。

外資規制

規制		概要	
規制業種	金融業、通信事業、 鉱業	● 所管省庁の認可が必要	
出資に関する 規制	金融業	● 金融全般での外国資産比は最大35%（一部例外あり）	
	通信事業	電気通信	● 外国資産比は最大70%。また、黒人資本参加比率（黒人女性を含む）を30%超にしなければならない
		メディア	● 外国資産比は最大20%
	鉱業	● 黒人資本参加比率（黒人女性を含む、直接保有比率）を26%超にしなければならない	
土地所有に関する規制		● なし（ただし、土地譲渡法（Alienation of Land Act）によって国内企業と同等に規制）	

優遇措置

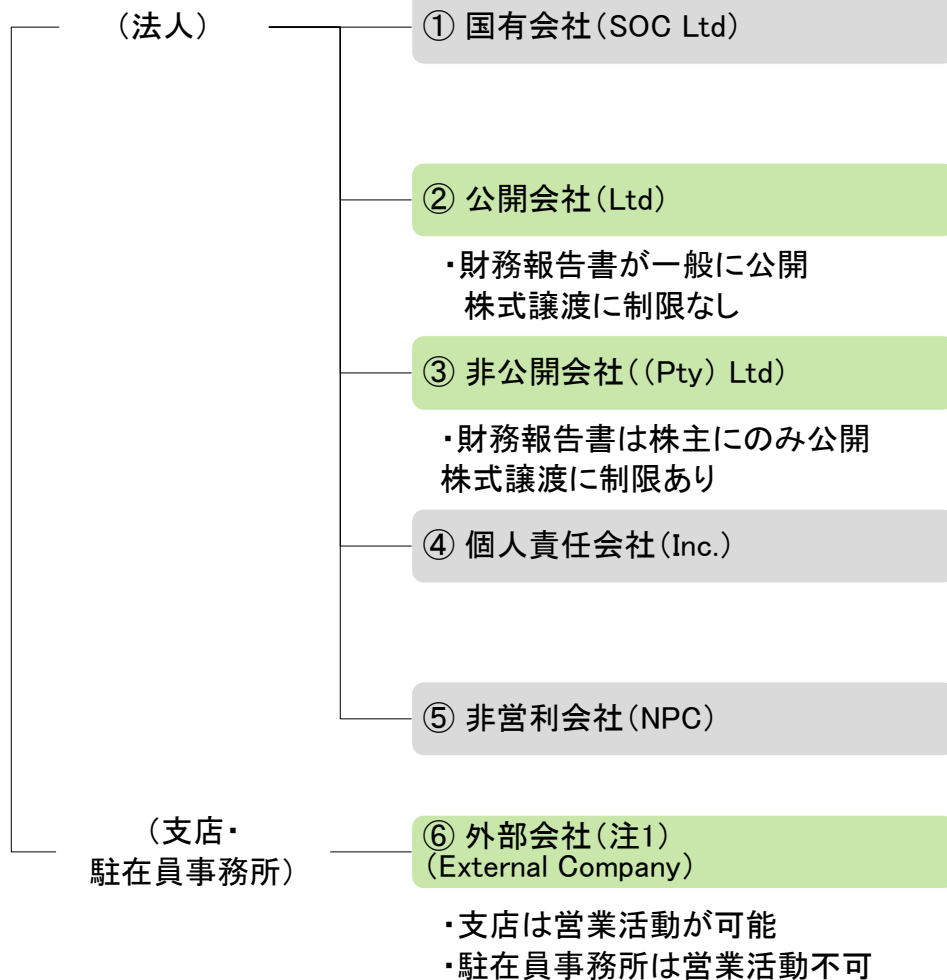
名称	優遇措置内容
中・大型商用車の自動車投資スキーム（MHCV-AIS）	<ul style="list-style-type: none"> ● 中・大型商用車を生産する場合、投資額の20%の補助金（非課税）を支給 ● 中・大型商用車部品を生産する場合、投資額の25%の補助金（非課税）を支給
乗客専用車投資スキーム（P-AIS）	● 乗客専用車を生産する場合、20～35%の補助金（非課税）を支給
産業イノベーション支援プログラム（SPII）	● 製造業、ソフトウェア開発等の技術開発の推進を目的とし、開発費等を補助
製造業競争力向上プログラム（MCEP）	<ul style="list-style-type: none"> ● 製造設備向上の奨励を目的とした産業サポート ● 雇用と価値提供を短・中期的に継続可能にするプログラム

（出所）ジェトロウェブサイトを基に日本総研作成

1.2 進出手続き「進出形態と会社設立の流れ」

◆ 南アフリカへの進出形態は、公開会社、非公開会社、外部会社の3形態が一般的。

南アフリカにおける会社形態(「2008年会社法」に基づく)



(出所)南アフリカ法務局、企業・知的所有権登録局(CIPC)を基に日本総研作成
(注1)南アフリカ国外で設立され、南アフリカ国内で活動する事業体

法人設立手続き

	概要
設立 手続き	<ul style="list-style-type: none"> ● 社名を企業・知的所有権登録局(CIPC)に申請 ● CIPCに基本定款を登記。必要書類は下記の通り <ul style="list-style-type: none"> ▶ 基本定款の認証謄本とその公用語訳文 ▶ 取締役、経営責任者、監査役の住所、氏名、選任日 ▶ 監査役および取締役の任命同意書 等
その他 必要 手続き	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行口座の開設が必要 ● 国税庁(SARS)へ個人所得税や付加価値税(VAT)等の納税のための登録 等

法人設立の条件および会計監査

条件	公開会社	非公開会社
株主	最低1人(上限なし)	最低1人必要(上限なし)
取締役	最低3人(国籍不問)	最低1人(国籍不問)
財務 報告書	会計監査の義務付け	下記企業は会計監査が必要 <ul style="list-style-type: none"> ● 500万ランド以上の信託財産保有 ● PISコア(注2)が350点以上 ● PISコアが100点以上で財務諸表を社内で作成 ● 定款、株主総会または取締役会決議で監査を義務付け

(出所)CIPC、世界銀行、南アフリカ貿易産業省、南アフリカ法務局を基に日本総研作成
(注2)平均従業員数、第三者に対する負債額、売上高、株主数に応じて配点された点数

2.1 税制「概要」

- ◆ 南アフリカ居住法人は全世界所得に対して課税。
- ◆ 南アフリカ非居住会社は国内源泉所得に対してのみ、南アフリカ非居住者は南アフリカ国内源泉所得またはみなし南アフリカ国内源泉所得に対して課税される。

南アフリカ税制の概要

	法人所得税	個人所得税	付加価値税 (Value Added Tax : VAT)
税率	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本税率は28% ● 金鉱山採掘会社等で特別税率あり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 18～45%の累進課税 	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準税率15%もしくはゼロ税率
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 南アフリカ居住法人は全世界所得に対して課税される。 (南アフリカで設立もしくは南アフリカ以外で設立された場合でも南アフリカで経営が行われている場合は、居住法人とみなされる) ● 南アフリカ非居住会社は、国内源泉所得に対してのみ課税される 	<ul style="list-style-type: none"> ● 南アフリカ居住者は全世界所得に対して課税される ● 南アフリカ非居住者は南アフリカ国内源泉所得またはみなし南アフリカ国内源泉所得に対して課税される 	<ul style="list-style-type: none"> ● VATの適用取引例は以下の通り <ul style="list-style-type: none"> ➢ VAT登録業者によって南アフリカ内で行われる商品およびサービスの供給 ➢ 未収VATの全額を控除する権利を有していない南アフリカ内の個人法人によって受け取られたリバースチャージ対象サービス ➢ 輸入者のステイタスに拘わらず、南アフリカ外からの商品の輸入 ● 南アフリカ関税同盟(南アフリカ、ボツワナ、レトソ、ナミビア、スワジランド)から輸入された物品については、関税は免除されるがVATは適用される

(出所)EY「WorldWide Corporate Tax Guide 2017」、EY「Worldwide VAT, GST and Sales Tax Guide 2017」、EY「Worldwide Personal Tax and Immigration Guide 2016-17」、ジェトロウェブサイト

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

2.2 税制「国際課税」

- ◆ 日本と南アフリカは租税条約を締結しており、ロイヤルティ等の支払いに関する源泉税が低減。
- ◆ 改正後の移転価格税制に留意した税務が必要。

二重課税の防止

- 日本・南アフリカ間で二国間租税条約あり
- ロイヤルティや技術使用料、配当等に対する源泉税が低減(受取人がロイヤルティの実質的所有者の場合)

	ロイヤルティ、技術使用料	配当	利子
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 10% ● 受取人がロイヤルティの実質的所有者の場合のみ適用される 	<ul style="list-style-type: none"> ● 5%もしくは15% ● 配当受領法人が、配当対象となる利益が発生した会計年度末より6か月以上前から配当支払会社の議決権の25%以上を有している場合は、5%。それ以外は15% 	<ul style="list-style-type: none"> ● 0%もしくは10% ● 政府機関に対する利子の支払いは0%。それ以外の場合は10%

国際的租税回避行動に対する対応

	過少資本税制
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 過少資本税制あり ● 以前は、負債・資本比率が3:1であれば問題としないルールであったが、最近では税務当局は、各企業に負債資本比率を独立企業間原則に基づいて決めるように要求している ● 特定の状況においては、過小資本税制は統括会社(headquarters companies)には適用されない。更に、利子の損金算入上限を設けており、この上限は大まかには課税所得の40%となる

(出所) EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2017」

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいませようお願い致します。

3.1 貿易・為替管理制度「貿易管理制度」

- ◆ 規制のある品目の輸出入については、南アフリカ貿易産業省(DTI)の事前許可が必要。
- ◆ EUおよび南部アフリカとのFTAが締結されている。

貿易管理制度概要

管理対象		概要	
貿易 管理	輸入	規制地域	● なし
		規制品目	<ul style="list-style-type: none"> ● 放射性化学物質 ● 麻薬および向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約に記載される化学物質 ● 石油 ● 武器、銃弾 ● ギャンブル機器 ● 中古品(書籍類、楽器類を除く、古着、自動車を含む)等
	輸出	規制地域	● なし (ただし国連の決議に従い、政治的に不安定な国への武器、軍事品の輸出は制限または禁止)
		規制品目	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車 ● 未加工の貴石・半貴石(タイガーズアイ、杉石等) ● 製造品の原材料となる鉄金属、非鉄金属 等

(出所)南アフリカ歳入庁、南アフリカ国際貿易管理委員会

主な国際協定

協定名	概要
欧州自由貿易連合(EFTA)・南部アフリカ関税同盟(SACU)自由貿易協定	<ul style="list-style-type: none"> ● 南アフリカと欧州自由貿易連合の間のFTA ● 関税番号HS第1～24類(動植物と同製品、加工食品・飲料等)を除く関税番号HS第25～95類の品目が対象
EU・南ア貿易開発協力協定(TDCA)	<ul style="list-style-type: none"> ● 南アフリカとEU間の自由貿易圏の設立 ● 開発協力、経済協力等における包括的協定
南部アフリカ関税同盟(SACU)	<ul style="list-style-type: none"> ● 域内関税の撤廃 ● 加盟国は、南アフリカ、ボツワナ、レソト、ナミビア、スワジランドの5カ国

3.2 貿易・為替管理制度「為替管理制度」

- ◆ 外貨建ての貿易決済には外国為替口座開設(CFCアカウント)が必要。
- ◆ 借入については南アフリカ準備銀行、ロイヤルティ等の送金には貿易産業省の承認が必要。

為替管理制度概要

為替管理制度	概要
貿易決済	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸出入代金の決済を外貨建てで行う場合は、外国為替口座(CFCアカウント)の開設が必要。外国為替口座における外貨の保有日数には制限なし ● 外国為替口座以外に南アフリカ国内で外貨口座の保有はできない。外国為替口座以外の口座に外貨送金された場合、30日以内にランドに転換される
貿易外取引	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外からの借入および借入にかかわる元本の海外送金は南アフリカ準備銀行(SARB)の承認が必要 ● 利子や配当金の海外送金は制限なし ● ロイヤルティ、ライセンス料、特許料の海外送金には貿易産業省(DTI)の事前承認が必要。また、源泉税が課される
資本取引	<ul style="list-style-type: none"> ● 対内直接投資は規制なし ● 対外直接投資は承認条件として、株式の10%以上の保有が必要。また、年間5億ランドを超える対外直接投資は南アフリカ準備銀行(SARB)の事前の承認が必要 ● 居住者による外国証券投資は、機関投資家は運用資産の25～35%以内、個人投資家は400万ランド以内の制限あり

(出所) ジェトロウェブサイトを基に日本総研作成

4. 金融機関と資金調達

- ◆ 商業銀行は、上位4行が全銀行総資産の約9割を占める。

金融機関

形態	概要
中央銀行	<ul style="list-style-type: none"> ● 南アフリカ準備銀行 (South African Reserve Bank: SARB) ● 準備銀行は「金融システムの安定とその維持」のため、①金融政策の立案と実行、②政府への銀行サービスの提供、③経済統計の作成、④通貨制度と銀行制度の管理等を実施している
商業銀行	<ul style="list-style-type: none"> ● 預金(当座、定期等)・貸出(当座貸越、割引、証貸等)業務、外為関連業務、証券業務(引受、自己勘定の投資等)を実施 ● 1995年に外国銀行の支店開設が認められた。同年、4大銀行の一角を占める南アフリカ大手銀行を英国の銀行が買収した ● 2017年現在、銀行(株式会社)18行(うち、外資系は7行)、相互銀行(相互会社)3行、外国銀行15行の支店が存在 ● 邦銀では複数の銀行が駐在員事務所を開設。政府、準備銀行や国営企業へのシンジケートローンの主幹事を数多く務める等積極的に活動してきた
ヨハネスブルク証券取引所 (JSE Ltd)	<ul style="list-style-type: none"> ● アフリカ最大規模の証券取引所 ● 2004年に外国企業の上場が自由化され、株式、社債での資金調達が可能となった

日系進出企業の主な資金調達の方法

資金調達の方法	概要
親会社からの借入	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本の親会社からの借入(親子ローン)は可能だが、移転価格税制への配慮が必要 ● 市場金利から乖離した金利に対して、移転価格税制問題が発生する恐れがある
銀行からの借入	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行からの借入形態は、短期資金(1年以内)の調達は地場銀行から行い、長期資金の調達は邦銀のロンドン支店/現地法人から行う企業が多い ● 地場銀行からの短期借入については、借入枠を設定した上で、未使用部分に対しコミットメントフィーを支払うこともある
(ご参考) 外貨借入	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内での借入は原則ランド建の借入となる ● 海外の銀行からの借入は、通貨を問わず南アフリカ準備銀行(SARB)への事前申請・許可が必要。資金用途に特に制限はないものの、金額、期間、金利、目的等が考慮される

(出所)南アフリカ歳入庁、南アフリカ準備銀行、ヨハネスブルグ証券取引所、南アフリカ貿易産業省を基に日本総研作成

5.1 インフラ「物流インフラ」

- ◆ 鉄道網および航空網はアフリカで最大規模であり、物流インフラの整備状況は良好。
- ◆ 港湾整備も進んでおり、南アフリカからの輸出のおよそ96%は海上輸送。

物流インフラ(道路・鉄道・空港)

形態	概要
道路	<ul style="list-style-type: none"> ● 整備された道路網が主要都市を結ぶ ● 総延長距離は約75.4万km。うち、約0.3万kmが有料道路
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内鉄道網は世界第11位(2014年時点)であり、総延長距離はアフリカの鉄道網総延長距離の80%を占める ● 2010年のサッカーW杯を契機に、ORタンボ国際空港とヨハネスブルグ、プレトリアを結ぶ新路線「ハウトレイン(Gautrain)」が建設された。全長約80kmで、ヨハネスブルグとプレトリアの間を約40分で結ぶ
空港	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内の主要な国際空港は、ORタンボ国際空港(ヨハネスブルグ)、ケープタウン国際空港、キング・シャカ国際空港(ダーバン)の3つ ● 国内最大のORタンボ国際空港の2015年度の旅客数は約2,000万人で、発着便数は約22万便 ● 上記の3国際空港を含む国内の主要9空港は、政府が株式の過半を保有するACSA(Airports Company of South Africa)が運営

(出所)南アフリカ貿易産業省、ACSA

物流インフラ(港湾)

形態	概要
港湾	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内の主要港は、リチャーズベイ、サルダナベイ、ダーバン等8港 ● コンテナ取扱量が最も多いのはダーバン港で、国内コンテナ取扱総量の約6割を占める。同港の2015年のコンテナ取扱量は、揚荷が138万TEU、積荷が139万TEUで、合計277万TEUである

(注) TEU (twenty-foot equivalent unit) : 20フィートコンテナに換算した取扱量

(2015年)

港湾	貨物取扱量 (1,000トン)	コンテナ取扱量 (1,000TEU)
リチャーズベイ	10,240	2
サルダナベイ	7,182	0.002
ダーバン	4,237	277
ポートエリザベス	861	21
ケープタウン	472	91
モッセルベイ	252	-
イーストロンドン	205	7
クーハ	5	64
合計	23,455	461

(出所)トランスネット国家港湾局

5.2 インフラ「電力・通信」

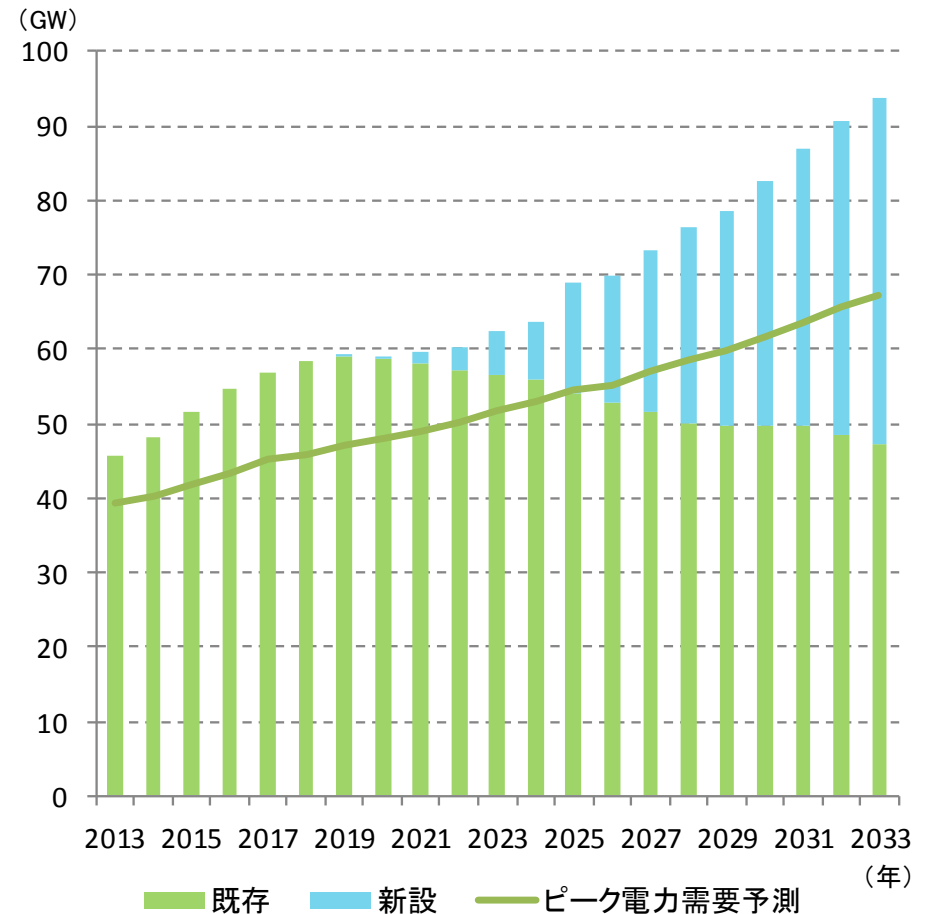
- ◆ 現状では電力の安定供給に難あり。今後2030年までに国内発電能力を2倍近くまで引き上げる計画。
- ◆ 通信システムの整備状況は良好であり、特に携帯電話の普及率が高い。

電力・通信の現状

形態	概要
電力	<ul style="list-style-type: none"> ● 国営の電力会社エスコム(ESKOM)による供給が95%以上を占める。エスコムの発電能力は約42GW(2016年7月現在) ● 2008年に、深刻な電力不足により全国的な計画停電が実施された。エネルギー省(Department of Energy)は、総合資源電力計画により、南アフリカ国内の発電能力を2030年までに、2倍近くまで引き上げるとしている ● 計画では、石炭火力の割合を65%まで引き下げ、代わりに原子力を20%、再生可能エネルギーを9%まで引き上げる予定
通信	<ul style="list-style-type: none"> ● 2016年時点で全世帯の約9.5%に固定電話があり、全世帯の約96.4%に携帯電話を所有している人がいる ● 2016年時点で全世帯の約9.5%に自宅にインターネットを利用できる環境がある。社内等自宅以外の場所でのアクセスを含めると、全世帯の約59.3%がインターネットを利用できる環境にある

(出所)南アフリカエネルギー省、ESKOM、南アフリカ統計局、南アフリカ貿易産業省

発電能力計画値およびピーク電力需要予測値



(出所)南アフリカエネルギー省「総合資源電力計画2010-2030(2016年版)」を基に日本総研作成

6. 労働事情

- ◆ 雇用均等法により、黒人、女性、障がい者の積極雇用が企業に義務付けられている。
- ◆ 黒人(注1)の経済参加を促し、平等権の達成を図るべく、B-BBEE政策が推進されている。

雇用均等政策および雇用規制

	概要
雇用均等政策 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用均等法(Employment Equity Act、1998年)により、大企業、中堅企業にアフーマティブ・アクションの実施を義務付け ● 対象は有色人種、女性、障がい者 ● 企業は5か年の雇用計画を策定することが必要。労働省が監督し、罰則規定あり
外国人雇用規制	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人の雇用には、労働許可の取得が必要。有効期間は最長5年(延長可)

(ご参考)南アフリカの社会保障制度

社会保険	概要
失業保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用主と被雇用者はそれぞれ給与の1%を失業保険基金に支払う義務がある
労災	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用主は労働災害補償基金に一定額を積み立てることが必要
教育訓練	<ul style="list-style-type: none"> ● 技能開発法(Skills Development Levies Act、1999年)により、年間給与総額が50万ランドを超える事業主は、その1%に相当する技能開発税の納付義務がある ● 新B-BBEE Code of Good Practiceでは、上記の納付に加え、さらに6%の技能開発費を黒人従業員を対象として明確に支出することが目標とされている

(ご参考)B-BBEE政策

B-BBEE政策	概要
準拠法	<ul style="list-style-type: none"> ● 広範な黒人の経済参加促進のための法(B-BBEE法、2003年)が土台。2013年に改正。評価5項目から成る新スコアカードが発行され、黒人の所有権が強化
対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 法によって定められた「黒人」が対象
企業の格付け	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業はその規模に応じた目標値を設定し、進捗に応じてスコアが算出され、達成状況が得点化
法的拘束	<ul style="list-style-type: none"> ● ない。ただし、雇用は雇用均等法の遵守が必須
運用例	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府調達で価格点とスコアカード得点の両者が加味 ● 黒人の積極雇用や技能開発等により企業価値が高まり、事業を行う上で有利。企業の広告宣伝にも活用

(ご参考)新スコアカード

要素	概要	得点
優先調達	黒人の権利拡大を図る企業等への出費等	40
所有権	企業における黒人の議決権や経済的権益等	25
技能開発	企業における黒人への技能開発のための支出等	20
経営支配	取締役会における黒人の関与度等	15
社会経済	企業の社会的責任投資	5

(出所)労働省、貿易産業省、貿易産業省資料を基に日本総研作成

(注1)黒人、カラード、インド系を含む

(注2)B-BBEE政策においても、黒人を対象とする雇用政策が実施

- 本資料は情報の提供のみを目的として作成されたものです。特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームに関する申し出や勧誘を意図したのではなく、また特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームの提供をお約束するものでもありません。
- 本資料は一般に信頼できると思われるデータに基づき作成しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。本資料の利用に関してはお客さまご自身でご判断下さいますようお願い致します。
- 本資料記載の情報は、今後の経済情勢・マーケット動向等の変化により、内容に変更が生じる場合があります。また、本資料に記載する見解や評価は記載時点でのもので、将来の変動を正確に予想することも困難です。最終的にはお客さまの相場観に基づいてご判断下さいますようお願い致します。なお、本資料に金融商品・サービス等の記載がある場合、当該金融商品・サービス等はお客さまに適切なものであるとは限りません。
- 本資料記載の情報に関する会計・税務・法務面の問題点の有無につきましては、会計士・税理士・弁護士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。
- 本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さま及びお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることはご遠慮いただきますようお願い致します。

本資料についてのご照会は、
お取引店までお問い合わせください。
